

感染性廃棄物処理業務委託（単価契約）仕様書

委託名 千葉市立海浜病院感染性廃棄物処理業務委託
委託場所 千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号「千葉市立海浜病院」
千葉市美浜区若葉3丁目1番27、41の一部「（仮称）千葉市立幕張海浜病院」

1 目的

本委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律・その他廃棄物処理に関する法令等の規定に基づき、医療行為より発生した感染性廃棄物の適正処理を行い、院内の清潔環境を保つため、感染性廃棄物処理業務を委託するものである。

2 業務概要

受注者は、目的達成のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律・その他廃棄物処理に関する法令等の規定に基づき、本仕様書に記載されている廃棄物についても自ら責任を持って適正処理することを業務とする。

3 業務対象廃棄物の種類

- (1) 金属くず類（プラ容器1L・5L程度）
針類・替え刃その他金属製のもの
- (2) 廃プラスチック類（段ボール箱50L・80L程度）
輸血セット・チューブ類・プラスチックボトル類・その他合成樹脂製のもの
- (3) ガラスくず及び陶磁器くず類（プラ容器20L程度）
アンプル瓶類・ガラス瓶類・その他ガラス製のもの
- (4) 汚泥類・廃血液類（プラ容器50L程度）
廃血液・廃血餅・脱脂綿類・その他汚泥類

4 業務内容

- (1) 本仕様書に記載されている廃棄物について当院の指定する場所により搬出し、適正な中間処理を行い、最終処分場まで受注者自ら責任を持って業務を行うこと。
- (2) 廃棄物を搬出する時は、必ず監督員又は監督員の指定する者の立会いのもとに計量する。
運搬及び処分が終了したときには、電子マニフェストにより終了日から3日以内に終了報告を行うこと。
- (3) 廃棄物の回収は、日曜日を除き週2回以上とする。
- (4) 新病院への移転については仕様はそのまま住所を変更するものとし、仕様変更の必要が生じた場合は受注者及び発注者双方協議の上、本仕様を変更し業務を継続するものとする。
- (5) 病院移転に伴い収集場所・期間は下記を想定とする。（変更の可能性あり）
 - ①千葉市立海浜病院：令和8年4月1日～令和8年9月30日
 - ②（仮称）千葉市立幕張海浜病院：令和8年10月1日～令和9年3月31日
- (5) 病院移転に関わる内容も含めたその他詳細については、発注者と協議して定めるものとする。
- (6) 医療廃棄物の処理業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律・その他廃棄物処理に関する法令等の規定に従うほか、関係行政庁等の定める条例・基準・技術指針及び千葉市立海浜病院医療廃棄物管理規定に従い業務を行うものとする。
また、本仕様書に記載の無い事項についても同様とし、詳細については協議して定めるものとする。

5 蓄積容器について

容器については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく性能を有する事を原則とし、感染性廃棄物種別の表示に準ずる。

また下記①の容器は発注者の負担で用意し、下記②・③の容器は受注者の負担で用意する。

- ①プラ容器1L・5L程度（発注者の負担で用意）
- ②段ボール箱50L・80L程度（受注者の負担で用意）
- ③プラ容器20L・50L程度（受注者の負担で用意）

- (1) 容器は廃棄物の種類に応じた専用のもを使用すること。
- (2) 容器は既存のペダル式スタンドに適合するものを使用すること。ただし、受注者の負担によりペダル式スタンドを配置する場合はこの限りでない。
- (3) 容器は廃棄物と共に焼却処理し、常に新品を補充すること。
- (4) 20L・50L程度プラ容器については、リサイクル容器を利用するものとする。

6 取引に伴う単位について
重量 (kg) による。

7 その他

受注者は、本仕様書に記載なき事項であっても、本業務の目的達成のため当然必要と思われる事項については、実施するものとする。

《参考事項》

予定排出量は、下記によるものとする。

(1) 金属くず類 (プラ容器 1 L・5 L 程度)	1,600 kg/年
(2) 廃プラスチック類 (段ボール箱 50 L・80 L 程度)	76,800 kg/年
(3) ガラスくず及び陶磁器くず類 (プラ容器 20 L 程度)	12,700 kg/年
(4) 汚泥類・廃血液類 (プラ容器 50 L 程度)	25,000 kg/年
合 計	116,100 kg/年